

葛飾区における随意契約の公表に関する要領

平成 20 年 4 月 1 日

19 葛総契第 268 号区長決裁

改正 平成 21 年 4 月 1 日 20 葛総契第 289 号

令和 6 年 3 月 6 日 5 葛総契第 838 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する随意契約のうち、葛飾区が発注する物品の購入及び役務の提供に係るものに関し、契約内容、選定理由等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする随意契約)

第 2 条 公表の対象とする随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定するもので、予定価格が 50 万円以上のもの（以下「公表対象随意契約」という。）とする。

(契約の事前公表)

第 3 条 区長は公表対象随意契約について、契約を締結する前に次の事項を公表するものとする。

- (1) 契約の件名
- (2) 契約に係る業務の内容
- (3) 契約締結予定日
- (4) 担当課
- (5) 契約の選定基準及び決定方法

(契約の事後公表)

第 4 条 区長は公表対象随意契約について、調達後において次の事項を公表するものとする。

- (1) 契約の件名
- (2) 契約に係る業務の内容
- (3) 契約の相手方
- (4) 契約締結日
- (5) 担当課
- (6) 契約金額（単価契約の場合は推定総価とする。）
- (7) 選定理由

(公表の方法)

第5条 区のホームページに掲載する方法によるものとする。

(公表の期間)

第6条 当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

付 則 (平成21年4月1日20葛総契第289号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月6日5葛総契第839号)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。